

2025年4月1日

JCM 登録簿口座保有者 各位

JCM 実施機構（JCMA）からのお知らせ

2025年4月1日、改正地球温暖化対策推進法及び関係政省令の施行により、二国間クレジット制度（JCM）に関する指定実施機関として、公益財団法人地球環境センターが指定され、日本政府指定 JCM 実施機構（JCM Implementation Agency: JCMA）を発足しました。

2025年4月1日から JCMA が JCM 登録簿関係事務を行うことになりましたので、お知らせいたします。

1. 変更点について

- ・ JCM 登録簿にかかる各種申請の受付は JCM 実施機構（JCMA）に変更されます。
- ・ JCM 登録簿にかかる各種申請書の様式が変更されます。申請は電子メールで行うことができます。
- ・ これまで一部の JCM 登録簿にかかる申請の添付書類として印鑑証明書がありましたが、不要となります。
- ・ JCM クレジットの移転のうち、法人口座間の移転については、JCM 登録簿口座保有者による JCM 登録簿システム上の操作ではなく、「国際協力排出削減量振替申請書」を口座保有者から JCMA にメールで送付することで行うこととします。
- ・ 法人等保有口座の開設、記載事項の証明書の発行、および JCM クレジットの移転を行う場合には手数料の納付が必要となります。なお、クレジットの無効化や取消、政府保有口座に無償で移転する場合には手数料が免除されます。

2. 申請書の送付先について

- ・ 申請書の送付先は jcma-registry@gec.jp 宛で受け付けます。

3. 留意事項

- ・ 既存の JCM 登録簿口座保有者はログイン ID、パスワード、口座情報などに変更はなく、利用を継続いただけます。
- ・ 新規の口座開設、およびその他の申請時に指定の誓約書を提出いただきます。
- ・ 日本国 JCM 登録簿の利用に係る各種手続に関する手順書及び JCM 登録簿システム操作マニュアルは改訂されます。これらについては、別途ご連絡します。

4. お問い合わせ先

〒113-0033 東京都文京区本郷 3-19-4 本郷大関ビル
公益財団法人地球環境センター JCM 実施機構（JCMA）
Tel: 03-6801-8860
Email: jcma-registry@gec.jp

以上